

## 香川県広域水道企業団条例第3号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当<u>(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p>
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>
<p>第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受けける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員をいう。第23条第2項及び第29条第2項において同じ。）その他の企業長が定める職員にあっては、企業長が定める額）並びにこれに第7条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を企業長</p>	

が定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業長が定める額を下回る職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。

2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

(住居手当)

第8条 略

- (1) 略
- (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので企業長が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの

(特地勤務手当等)

第12条 略

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。

2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

(住居手当)

第8条 略

- (1) 略
- (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので企業長が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの

(特地勤務手当等)

第12条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として企業長が定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員に対して支給する。

2 第7条に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。